西北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

人

	◇告示	ページ
0	指定市町村事務受託法人への事務の委託 (4件) 【保健福祉局地域支援部介護保険課】	872
0	北九州市立北方地域交流センターの多目的ホールにおける使用料の徴 収事務の委託【保健福祉局人権推進センター同和対策課】	876
0	北九州市立松本清張記念館における陳列品の観覧料の収納事務の委託 【市民文化スポーツ局松本清張記念館】	877
0	北九州市立松本清張記念館における物品売払代金の収納事務の委託【 市民文化スポーツ局松本清張記念館】	878
0	土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準の売払代金の収納事務 の委託【技術監理室技術企画課】	879
	◇ 公 告	
0	北九州都市計画地区計画の案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】	880

北九州市告示第103号

介護保険法(平成9年法律第123号)第24条の2第1項の規定に基づき 指定市町村事務受託法人に事務を委託したので、同条第5項の規定により次の とおり告示する。

平成25年4月4日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 当該委託に係る事務所の名称及び所在地
 - (1) 名称 福祉サービス評価機構 博多支局 認定調査センター
 - (2) 所在地

福岡市博多区博多駅南四丁目3番1号 博多いわいビル2階

- 2 委託する指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに その代表者の氏名
 - (1) 名称
 - 一般財団法人 福祉サービス評価機構
 - (2) 主たる事務所の所在地 福岡市中央区天神一丁目9番17号 福岡天神フコク生命ビル15 階
 - (3) 代表者の氏名代表理事 奥住文明
- 3 委託開始年月日 平成25年4月1日
- 4 委託事務の内容

介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務(北九州市外に居所 を有する被保険者からの申請に係る調査であって、福岡県内及び佐賀県内に おいて実施するものに限る。)

5 居宅サービス等の提供の有無

無

北九州市告示第104号

介護保険法(平成9年法律第123号)第24条の2第1項の規定に基づき 指定市町村事務受託法人に事務を委託したので、同条第5項の規定により次の とおり告示する。

平成25年4月4日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 当該委託に係る事務所の名称及び所在地
 - (1) 名称えん合同会社
 - (2) 所在地 福岡市南区大橋一丁目12番13-202号
- 2 委託する指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに その代表者の氏名
 - (1) 名称えん合同会社
 - (2) 主たる事務所の所在地 福岡市南区大橋一丁目12番13-202号
 - (3) 代表者の氏名代表社員 岡部克子
- 3 委託開始年月日 平成25年4月1日
- 4 委託事務の内容

介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務(北九州市外に居所を有する被保険者からの申請に係る調査であって、福岡県内において実施するものに限る。)

5 居宅サービス等の提供の有無

北九州市告示第105号

介護保険法(平成9年法律第123号)第24条の2第1項の規定に基づき 指定市町村事務受託法人に事務を委託したので、同条第5項の規定により次の とおり告示する。

平成25年4月4日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 当該委託に係る事務所の名称及び所在地
 - (1) 名称株式会社アール・ツーエス
 - (2) 所在地 福岡市博多区元町一丁目6番16号 高倉ビル2階
- 2 委託する指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに その代表者の氏名
 - (1) 名称株式会社アール・ツーエス
 - (2) 主たる事務所の所在地 福岡市博多区元町一丁目6番16号 高倉ビル2階
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 森 慎吾
- 3 委託開始年月日 平成25年4月1日
- 4 委託事務の内容

介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務(北九州市外に居所を有する被保険者からの申請に係る調査であって、福岡県内及び佐賀県内において実施するものに限る。)

5 居宅サービス等の提供の有無 無 北九州市告示第106号

介護保険法(平成9年法律第123号)第24条の2第1項の規定に基づき 指定市町村事務受託法人に事務を委託したので、同条第5項の規定により次の とおり告示する。

平成25年4月4日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 当該委託に係る事務所の名称及び所在地
 - (1) 名称 社会福祉法人 鹿児島市社会福祉協議会
 - (2) 所在地

鹿児島県鹿児島市山下町15番1号 かごしま市民福祉プラザ4階

- 2 委託する指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに その代表者の氏名
 - (1) 名称 社会福祉法人 鹿児島市社会福祉協議会
 - (2) 主たる事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市山下町15番1号 かごしま市民福祉プラザ4階
 - (3) 代表者の氏名 会長 大平和久
- 3 委託開始年月日 平成25年4月1日
- 4 委託事務の内容

介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務(鹿児島市に居所を 有する被保険者からの申請に係る調査であって、同市内において実施するも のに限る。)

5 居宅サービス等の提供の有無 有

北九州市告示第107号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、北九州市立北方地域交流センターの多目的ホールにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月4日

北九州市長 北 橋 健 治

受 訴	委託期間	
名 称	住 所	女 記 州 间
北方体育交流センター	北九州市小倉南区北方	平成25年4月1日か
運営委員会	三丁目40番1号	ら平成26年3月31
代表 森谷四六		日まで

北九州市告示第108号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、北九州市立松本清張記念館における陳列品の観覧料の収納事務を次のとおり委託した。

平成25年4月4日

北九州市長 北 橋 健 治

受 非	委 託 期 間	
名 称	住 所	安 武 朔 則
株式会社安川ビジネス	北九州市八幡西区黒崎	平成25年4月1日か
スタッフ	三丁目2番8号	ら平成26年3月31
		日まで

北九州市告示第108-2号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州 市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により 、北九州市立松本清張記念館における物品売払代金の収納事務を次のとおり委 託した。

平成25年4月4日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者			禾	∌rC.	###	BB		
名	称	住	所	委	託	刔	間	
株式会社安川	ビジネス	北九州市八朝	番西区黒崎	平成2	5年	4月	1 日	カュ
スタッフ		三丁目2番8	3 号	ら平成	2 6 4	年 3	月 3	1
				日まで				

北九州市告示第109号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成25年4月4日

北九州市長 北 橋 健 治

受 計	£ 者	委	託	期	間
名 称	住 所	女	пL	291	[H]
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場	平成2	5年4	1月	1 日か
	町1番1号	ら平成:	26年	€ 3 ,	月31
		日まで			

北九州市公告第225-2号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により北九州都市計画を決定するので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画の案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期 間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成25年4月2日

北九州市長 北 橋 健 治

都市計画の種類
地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名 称	区域
上吉田五丁目地区	北九州市小倉南区上吉田五丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成25年4月2日から同月16日まで(日曜日及び土曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで)

5 意見書の提出要領

当該地区計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を平成25年4月16日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。